

平成 26 年度 第 3 回 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会会議録

1. 日時

平成 26 年 12 月 25 日（木）午前 10 時～午後 0 時

2. 場所

尼崎市議会棟 2 階「議員総会室」

3. 出席者

(委員)

狩俣会長、松岡副会長、河上委員、木下委員、小山委員、高尾委員、田中委員、寺岡委員、長畑委員、野山委員、日高委員、日野委員、藤井委員、松澤委員、真鍋委員、山内委員、守部委員、

(市関係者等)

福祉部長、障害福祉課長、障害者自立支援事業担当課長、障害者自立支援制度担当課長、健康増進課長、障害福祉課課長補佐、障害福祉課係長、生徒指導・特別支援担当係長、健康増進課係長

欠席者：上野委員、源田委員、菅原委員、寺本委員、綿谷委員

1 開会

(事務局)

只今から、平成 26 年度第 3 回目の尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会を開会させていただきます。

皆様方におかれましては、公私とも何かと年末でお忙しいところ、またお寒い中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、本日も、情報保障といたしまして、手話通訳者の方を設置させていただいておりますので、ご発言の際には、挙手いただき、お名前を言っていただいて、できましたら少しゆっくりとお話いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、議事に入らせていただきます。会議の進行につきましては、会長をお願いいたします。

(会長)

よろしく願いいたします。委員の皆様には、何かとお忙しい中、ご出席いただきまして、あ

りがとうございます。まずは、本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

本日出席の委員は、お手元の座席図のとおりでございます。現在、委員総数の過半数を満たしておりますので、本日の会議は成立しております。なお、本日の傍聴人は2人でございます。

(会長)

では、本日の議事に入ります前に、事務局より資料の確認をお願いします。

(事務局)

では、まず始めに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まずは、本日の会議次第でございます。

それと、座席図及び委員の皆様の名簿でございます。

次に議題に係る資料として、

資料1「尼崎市障害者計画（第3期）・障害福祉計画（第4期）素案」

資料2-1「障害福祉サービス等の現状分析とガイドライン作成に向けた検討について」

資料2-2「ガイドライン検討部会実施報告」

資料2-3「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準（案）」

また、このほか参考資料として、A3の計画策定スケジュールを机上に置かせていただいております。資料は以上でございます。もれなどはございませんでしょうか。過不足等ございましたら事務局までお願いいたします。

2 議事

(1) 尼崎市障害者計画（第3期）・障害福祉計画（第4期）の素案について

(会長)

本日の議事はお手元の次第のとおりでございます。それでは、議題の1に入らせていただきます。まず「尼崎市障害者計画（第3期）・障害福祉計画（第4期）素案」について、既に第2章から第5章につきましては、前回までの部会で審議を終えたところでございます。事務局におかれましては、その後の修正部分とあわせまして、残り第1章、第6章、第7章の説明をお願いいたします。

(※事務局 障害福祉課係長より、資料1について説明。)

(※事務局 障害者自立支援制度担当課長より、資料2-1、2-2、2-3について説明。)

(会長)

ありがとうございました。第1章では、計画策定の趣旨や障害者施策の方向についてまとめら

れております。改めて年表を見ましても、近年、障害者施策に関する制度や法律の改正が多く、障害のある人を取り巻く環境や施策が大きく変化していると感じております。第6章の障害福祉計画については、尼崎市の今後3年間における地域移行などに関する目標やサービスの見込量などが設定されているところでございます。また、今後も引き続き実質的なサービスの提供を行っていく方策として、支給決定基準（ガイドライン）を含めた取組のご報告もいただきました。ご質問、ご意見等がございましたらよろしく申し上げます。

（委員）

簡単なもので3点お願いいたします。障害者計画と障害福祉計画ではタイムラグがあるので、これを同時期に策定することは可能なのでしょうか。2点目、3点目は字句の話で、P53のユニバーサル・デザインの説明の後に「障害の有無や年齢などに関わらず」とありますが、ユニバーサル・デザインの中には、障害の有無や年齢だけではなく、性別のことも入っているので、如何なものかなと思います。3点目は、P110「平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活に移行するとともに4%以上を削減…」のところの「移行するとともに4%以上を削減」というのが日本語的にどうなのでしょう。入所者数が前にかかっているのでしょうか。

（事務局）

ありがとうございます。計画の期間のズレでございますが、障害者計画は法定では年数が決められておりませんので、国の方では平成25年に計画が立てられていて、5年となっています。出来るだけズレをなくしていく方向で計画立てていきたいと考えておりますが、PDCAサイクルを回していく上で、アンケート調査を出来るだけ効率的に実施していきたいという考えもあります。一方、障害福祉計画は省令で3年と決まっていますため、本市の障害者計画については、同じ年数か、その倍数の年数を計画期間として考え、設定いたしました。

今回は、兵庫県の方も6年を期間とする計画策定を行っておりましたので、本市計画も6年に設定にさせていただいたのですが、今後、PDCAサイクルで振り返っていく中で、計画期間についての意見等があるようでしたら、皆さんと議論をしていけたらと考えています。

P53のユニバーサル・デザインについては、出来るだけ文章を簡潔に整理するという事で、障害者や高齢者を挙げた後に、種別などで整理させていただいたということです。また、下の注釈のところで、「性別に関わらず」とも記載しておりますので、その辺りでご容赦いただければと考えております。

P110ですが、少し読みづらい部分があるかと思えます。出来るだけ文面の接続を「～とともに」といった具合に、意味としてまとまるように整理していたのですが、こちらももう一度検討させていただきます。

（委員）

P123の地域活動支援センター事業の項目にある小規模作業所についてですが、必要量見込みである下から2行目のところに、小規模作業所の「法内施設への移行を進めていく必要がある」という記載があります。こちらは、第4期計画の最後年度である平成29年度には、すべての小規模作業所を法内施設へ移行させるということなのでしょう。また、先日開催されました、市のガ

イドラインに関する事業者説明会とか利用者説明会において、小規模作業所を運営しているところと利用されている方の受け止め方などはどうだったのでしょうか。

(事務局)

小規模作業所については、これまでも何度か説明周りをしています。現在、小規模作業所は市内に8か所ございまして、昨年度にも1か所ずつ回らせてもらいました。基本的には、施設の安定的な運営などの問題もありますため、地域活動支援センターとか障害福祉サービス事業所など法内施設への移行についてご説明に伺っています。ほとんどの施設には理解をいただいておりますが、なかなかすぐには移行しづらい状況がございます。基本的な考え方としましては、出来るだけ早く法内施設に移行していただくということをご説明させていただいています。

(事務局)

少しだけ補足させていただきます。さきほど、ガイドラインに関する利用者説明会のお話がありました。この説明会については、本市サービスの支給決定基準、いわゆるガイドラインの方の説明会でしたので、この障害者計画の内容について説明したものではないということだけ確認させていただきます。

(委員)

P15において、庁内検討の会議体である「障害者福祉施策推進会議」というものが出てきます。計画の文言自体を変えてほしいといった意見ではないのですが、こちらについては、これまで開催頻度が少なく、その内容についてもオープンになっていなかったと思います。実際に計画のPDCAサイクルを回していったときに、庁内会議といったものの中で、市役所の各セクションの中でどういった推進体制を構築されているのでしょうか。あるいは具体的な推進施策の方法について検討されているのでしょうか。そういった内容についてオープンにしていきたい。2点お願いをしたいのですが、ここで何が話合われているかということオープンにしていきたいです。また、会議への傍聴等も含め、あわせて検討していければと思います。

(事務局)

こちらの庁内会議の開催内容についてですが、計画改定の時期については、計画への記載内容や項目といった内容について協議を行っています。それ以外の時期・年度につきましては、近年の障害者施策の制度改正や国の動向などについて、関係部局が情報を共有するという目的で開催しています。

今年度につきましては、7月に開催いたしました第1回目の専門分科会の内容とともに、次期計画の原稿の叩き台を示し、関係部局に文面についての検討や新たに設定する活動指標の候補等について提案していただくよう依頼を行ってまいりました。その後は、庁内における照会という形で協議を続けてまいりました。その経緯等については、本日お配りしたスケジュール一覧の中にもあるのですが、10月の段階で基本施策の現行案について照会させていただきまして、12月には中間まとめについて照会をかけさせていただきました。

障害者施策については、その範囲が非常に多岐に亘りますため、より効率的に協議や事務を進

めるため、照会という形を取ってきたところです。

会議への傍聴等につきましては、他の庁内会議体との兼ね合いもございますが、会議での検討内容等については、他の会議での報告など出来るだけオープンにするよう努めてまいります。

今後、PDCAサイクルを回していくにあたっては、まだ詳しい検討を進めていませんが、イメージとしては内部での評価にあたっての庁内会議を開催していきたいと考えております。また、必要に応じて会議体以外の関係課も交え、協議していきたいと考えています。

(委員)

ここで話し合われている内容は、審議会の意見として、是非市長に伝えていただきたいし、庁内会議の内容も是非オープンにしていきたいと思えます。

(事務局)

今のお話の中で、この計画における庁内での関係部課のネットワーク・情報共有について気付いた点について申し上げます。例えば、男女共同参画という計画では、審議会の委員に女性は4割必要となります。これを担保するため、人事課において達成度をチェックします。一方、我々が担当します障害者計画の内容については非常に範囲が広い部分ため、庁内の各関係課に説明を行い、その内容等について一つひとつ承知してもらわないといけない。また、その計画方針に従って施策を進めていただくという前提条件があるために、広く関係部課に必要な情報を提供し、内容を見てもらう中で、必要があれば適宜修正するという形をとった会議内容であります。したがって、先ほどお申し出のありました情報公開を前提にしますと、庁内の他の会議体や照会の仕方など事務の進め方にもついても影響が出てくると考えます。

(委員)

この専門分科会が始まる前に、庁内の施策推進会議における話し合いの内容はご報告いただけなかったが、我々の審議内容は、一定整理をして報告できる形にしてほしいということです。

(事務局)

この場での協議の内容ということですか。

(委員)

この場でと申しますか、専門分科会での協議の内容を説明できる形に整えていただきたいということです。お分かりいただけますか。

(事務局)

説明が不十分であったという点について申し上げます。7月4日に専門分科会の皆様に骨格案をお示しし、了承をいただきましたので、7月30日開催の庁内会議体ではその事務局案を庁内の関係部局にご提案させていただきました。その内容について、各担当課長から事業目線で施策の状況等を見て、修文等をいただきました。それらの内容を踏まえて作成した叩き台を、各部会にお諮りしたという経緯については、各部会の開催の冒頭に説明させていただいたと記憶しており

ますが、そのあたりの説明が不十分であったのかもしれませんが。また、対外的に公表していくという点についてですが、原稿の叩き台や修文段階のものを、市民向けに公開していくのは適切ではないのではと考えております。なお、この会議体の主旨や開催内容などについては、こういった専門分科会などにおいて、適宜、報告できるようにと考えています。

(副会長)

P2「計画策定の主旨」の第2段落の上から4行目の「社会モデル…」のところの文章について、前回の会議での内容を盛り込んで、「障害のある人の定義を社会モデルとすることへの見直し」としていただいています。しかし、社会モデル的な視点は取り入れられていますが、完全に社会モデルが定義とはなっていない。どちらかという、従来の定義に社会モデル的なニュアンスが混ざった折衷モデル的な定義になっているので、この文章は「社会モデルの視点が導入される」というような言い方がふさわしいと思います。また、P51の部分も同様です。

(事務局)

ご指摘のとおりです。「視点」という表現が適切かと思しますので、修正いたします。

(副会長)

また、表にパーセントが書かれている部分、例えばP41の表の3.6%、13.1%について、本文を読めば分かるのですが、表の中で明確でない。表の下に何のパーセントかを説明した方が分かりやすいと思います。また、P122の一番下の移動支援事業の確保の方策のところですが、本来の趣旨と異なった使われ方をするのはよくないと受け取れます。しかし、今回ガイドラインが設けられることにより、移動支援にキャップ(支給量の上限)が課されるのであれば、ここはあえて様々な移動支援の使い方があってよいのではないかと思います。入口と出口の両方を規制するよりも、本来のニーズに合ったサービスを利用できるよう、柔軟な使い方がなされる一方で、ガイドラインで規制するのが望ましいと思います。

また、ガイドラインについて、今回新たにつくられるということなので、一定の期間後に見直しする必要があるかと思えます。さらに、不服申し立ての仕組み、ガイドライン改廃の手続きについても盛り込む必要があるかと思えます。改廃にあたっては、自立支援協議会が行うのか、また改廃の権限はどこにあるのかについても整理をお願いしたいと思います。

(事務局)

まず、ガイドラインの見直しについてご説明いたします。今回、自立支援協議会ガイドライン検討部会で固めてきた経緯がありますので、見直しの期間については、またガイドライン検討部会において議論をしていきたいと思えます。期間については、現時点では決めていません。しかし、モデルケースや非定型の部分で意見交換をしていく必要も出てくるかと思えます。そういったこともガイドライン検討部会でお話をさせていただき、見直しや意見交換をしていこうと考えています。期間は決めていませんが、一定期間で見直していく予定です。今回策定したものが100パーセントではないという認識です。見直しの必要が出てきた場合は、その都度直していく考えです。

また、ガイドラインを作成する根拠は、計画のように法規定など高いところにあるものではなく、あくまで行政側の要綱的なものとなります。したがって、必ずしもこういった専門分科会にお諮りするものであるとか、自立支援協議会で決めていかなければならないというものではございません。しかし、これまでも、このガイドラインを皆さんと一緒につくってきた経緯があるので、基本的には行政が作成するものでありますが、その際は自立支援協議会の意見を参考にしたいという思いでいます。また今回、本市のガイドラインを設けたことにより、その内容等について計画にも記載させていただいたという経緯があります。

(事務局)

P122「移動支援」について、「利用の実態を見ますと、制度本来の趣旨と異なり…」とネガティブな接続詞があるために、後段の、「日中の居場所や一時預かり的な利用の例」がという表現がネガティブに聞こえるのではないかと思います。いただきました意見を踏まえながら、「こういった利用の例もあるが、利用者の本来のニーズに即した…」という形に修正をしていきたいと考えています。

(委員)

ガイドラインの中にある審査会については詳しく概要が書かれていますが、資料2-3のP4の表中にある給付担当者会議とはどういうものですか。庁内の会議でしょうか。もう1つは、P18の障害支援区分のところですか。この区分について、介護保険の場合は認定の期間が定められていますが、障害福祉サービスにおける期間設定の有無と、区分変更する場合はどうするのかということが書かれていないように思います。その2点についてお願いします。

(事務局)

給付担当者会議について説明いたします。給付担当者会議とは内部の会議体となっております。こちらの会議は、担当者限りの判断で支給決定を行うものではなく、担当課全体で考える、全体としてバランスをとるための会議体としております。その前に、サービス等利用計画案の再調整というところで、利用者につきましては、支給決定がなされた時に、非定型の申し出があって、非定型のままであれば、非定型審査などで少し時間がかかるという連絡を入れさせていただいて、あまり意見交換をせずにそのままの状態を続けるのであれば問題はないと思いますが、そうではなく、行政側として時間が長すぎるのではないか、もしくはもう少し必要ではないかという判断となった場合、やはりもう一度利用者との意見交換の必要性が生じます。そういう意味で再調整という形を取って、利用者のご意見を聞いて、改めて非定型の部分に進んでいくということで、そういった書き方になっています。

(委員)

給付担当者会議というのは、非定型もそうなのですが、緊急の場合、つまり審査会に回して判断をしてもらうということを持たない、今すぐサービスを提供しなければいけないという時に、事業者から相談する相手ということですか。給付の調整をするだけの会議ではないのですか。

(事務局)

給付担当者会議というのは、給付の担当課長を含めた係の会議ということで、担当者一人の意見ではなく、いわゆる課全体、係全体の意見という形で、他の支給決定の前例・事例等を踏まえるなど、担当者同士がしっかりと検討しながら決定をしていく会議である、という理解をしていただければと思います。

(会長)

よろしいですか。

(事務局)

障害者自立支援事業担当からですが、障害支援区分の認定の期間は基本3年です。区分変更については申請いただければその都度、対応しております。

(委員)

事務局の説明について意見を申し上げます。資料の2-2で、自立支援について、このようなデータを出されても単に利用を抑えて支出を抑えたいという意図しか感じられないということは前から申し上げているはずですが、尼崎市が財政難で何とかしたいと思っているのは理解できるし、我々も協力できるところはしなければいけないと思っています。法律に基づいた結果、こうなっているのであれば、問題はない。それよりは尼崎市の負担が本来負担すべき額からどれだけ持ち出しているのかというデータがほしい。

また、PDCAサイクルが今回どのように行われるのか心配しています。今回はこれではよいのではないかとと思われるところがほとんどだと思います。ただ、ここに載っていることだけを検討するのか、全体の理念を検討するのかよくわからない。PDCAサイクルを今回どのようにやっていくのか伺いたいです。

(会長)

はい。PDCAサイクルについては、次の議題となりますので、質問の前半についてお願いします。

(事務局)

はい。資料2-2P13で、自立支援給付費と地域生活支援事業費の2つを足して尼崎市が負担した結果として24.8億円が出ております。それが過去値と比べて、最も多いということになっています。ただ、市はかかった費用を払っていくというものであり、支出の上限を設けられる事業ではないと認識しています。

(委員)

そうではなく、国庫、県が負担すべき金額に対して、尼崎市が本来負担すべき額よりどのくらいオーバーしているのかという資料があればよかったですと思っています。

(事務局)

原則、自立支援給付については、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっています。障害福祉サービスについて、なぜ各市によって差が出るのかと申しますと、一般的に申しますと、居宅サービスについては、区分1の方であれば何単位まで、区分2の方であれば何単位までと、国の補助金には上限が決まっています。それを超える部分を各市が支給してしまうと、その部分は各市の負担になります。また、地域生活支援事業も、負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ではありますが、こちらは上限がある統合補助金ですので、出来る範囲でという形なっています。

(会長)

地域生活支援事業の国の負担割合は、5割くらいでしたか。

(事務局)

地域生活支援事業における支払いのうち、国・県の補助の割合が確か44%くらいだったと思います。75%と44%の差が、尼崎市が負担している分となっています。

(会長)

はい。ありがとうございます。それでは、第7章の審議に入ります。

(※事務局 障害福祉課係長より第7章の説明)

(会長)

はい。ありがとうございました。以上で第7章の説明が終わりました。第7章では、計画の推進体制や財源確保の考え方、進行管理の手法であるPDCAサイクルを導入して進めていくということでございます。この点について、ご意見ご質問等あればお願いいたします。

(委員)

この度、難病等が障害に入るということで審議に入らせていただいております。今回、計画が立てられているものの、文章だけが先行し、形だけやっているように見受けられます。もう少し血の通った計画にするためには、踏み込んだ議論が必要かと思えます。一般市民が分かるような内容にしていかなければならないと思えます。また、本計画がスタートする際に、PDCAサイクルが大事であると思えます。これをいつ、どういう人たちがやるのか。やはり当事者団体も含めた形で見直しをしてほしいと再三にわたり要望を申し上げます。

障害の範囲に難病等が入りましたことから、今回の計画改定にあたり、私が専門分科会委員として参加させていただいておりますように、これまでこういった案を考えてきた事務局、障害福祉課に加えて、保健・医療も入ってくるということで、事務局に健康増進課も加わって総合的な体制で尼崎市の障害者計画を考えていくことになろうかと思えます。そのように、今後大きく見直し等をやっていくということで、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

個別具体的な事業に関しましては、事業実施にあたる各課に対して、引き続きご意見・ご要望をいただければと思います。PDCAサイクルにつきましては、計画の評価手法に関して、現行計画では個々の事務事業評価を見ていくという視点でしたが、各事業の聞き取り等に集約してしまうと、なかなか計画全体としての評価が難しいため、今回の計画改定にあたる大前提といたしまして、計画全体を評価するため、P128、129 にあります指標等をもって評価を行っていくこととしております。ただし、この項目の評価だけが全てではないと思っておりますし、毎年度のPDCAサイクルの中で他に必要となる項目やデータがあるというご意見等があれば、今後検討していきたいと思っております。

また、本計画の来年度以降の具体的なPDCAサイクルの回数や手法、頻度のほか、意見を伺う対象などについては、次年度の専門分科会においてお諮りしていくこととしておりますので、会議開催に必要な予算の要求を行っているところでございます。基本的には本計画の策定にあたった会議体で評価を行っていくことが原則であると考えておりますので、専門分科会や自立支援協議会にお諮りしたいと考えております。

(委員)

検討してそのままということがないよう、具体的に考えていただきたいと思っております。

(事務局)

現時点では検討ということしか申し上げられないが、具体的に考えていきたいと思っております。

(委員)

先ほどのPDCAサイクルの中で、P127の「A」について、尼崎市の他の審議会では、「Action＝見直し」としてあります。ここでは「改善」と訳されていますが、先ほどより議論の中で出てきた「見直し」も含まれてくるかと思っております。改善だけではなく、見直しということを書き添えていただければと思います。

(事務局)

はい。こちらについては、記載を考えたいと思っております。

(委員)

また、今回の計画の中に「市民の声」というところがありますが、このあと2月に実施されるパブリックコメントで出た意見も、加えられるものはここに加えていただければと思います。

(事務局)

はい。パブリックコメントの意見も踏まえて、修正等考えていきたいと思っております。

(会長)

他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

2点申し上げます。P70の「相談員活動の充実」のところで、「身体障害・知的障害・精神障害」と3障害になっています。一旦承諾はされているのですが、気になりました。細かいところではありますが、3障害しか記載されていないところに、難病・発達障害ということを入れていただければと思います。そもそも権利擁護や虐待の案件など様々なことを扱う活動かと思うので、「難病・発達障害」を入れていただくか、もしくは3障害でなく「障害のある方」という文言に修正できるようであれば、検討をお願いいたします。

(事務局)

こちらは以前、皆様の意見をいただいたところですが、法に規定されている相談員ということで3障害を記載しており、それ以外のところの難病・発達障害については「保健・医療」のところに記載し整理してきたということでございます。したがって、法定の3障害を消してしまっただけではよいのかどうかという考えもあり、また、難病・発達障害を加えることで、かえって記載内容の誤解を招く可能性もありますため、検討させていただきます。修正するとすれば、「障害のある人の各相談員に対する」というような表現で整理したいと思います。

(会長)

はい。もう1点についてどうぞ。

(委員)

先ほど、資料としてガイドラインを添付するというお話でしたが、どういった資料になるのかということを確認させていただきたいと思います。といいますのも、尼崎市の財源の問題を前提としたパワーポイントのような資料が載ってくると、何らかのバイアスがかかってガイドラインが作られているという捉え方をされますし、逆にガイドラインとして「ものさし」のような数字が載ってきますと、ガイドラインの数字はなんなのかということになります。一体どのような付け方をされるのか、その辺りについてお願いします。

(事務局)

基本的にはパワーポイント等の資料を掲載する予定はなく、ガイドラインだけのイメージを持っています。それが唐突ということであれば、今のご指摘を受けて、第6章のガイドラインの説明のところで注釈を付けて、資料編のところに添付する等、検討・整理をしていきたいと考えております。

(会長)

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、色々ご議論いただいてきましたが、時間も差し迫っておりますので、そろそろ終了したいと考えております。いくつか修正等のご意見がございましたが、概ね、今回の素案で進めていけるものと考えておりますため、本素案を中間まとめとして、パブリックコメントへ進めて行きたいと考えておりますがいかがでし

ようか。

(一同)

異議なし。

(2) 今後のスケジュール等について

(会長)

はい、ありがとうございました。事務局といたしましては、本日出ました各委員のご意見を踏まえて取りまとめをしていただき、パブリックコメントへ進めていただきたいと思います。それでは続きまして、議題2の今後のスケジュール等につきまして事務局よりご説明いただきたいと思います。

(事務局)

本日、専門分科会にて了承を得ましたので、今後は内部で検討の後、パブリックコメントに進んでまいります。流れとしましては、年末年始の内部でのヒアリングを踏まえ、1/19 政策推進会議、1/26 の議会にかけさせていただきます。2/2～2/22 の3週間にパブリックコメントを実施して意見を聴取し、2/7・2/9 に市民説明会を考えております。2/7 は教育総合センター視聴覚室、2/9 は中小企業センター1階ホールでの開催を予定しております。2月中に市民意見を取りまとめた後、その内容や結果等について皆様にお諮りしたいと考えております。大幅な修正がない限り、修正箇所を皆様にご説明するという事で考えております。その後、3月中に答申、計画の公表を考えております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。ただいまのスケジュールの説明についてご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。ございませんか。ありがとうございます。それでは本日の議題は全て終了となります。他に事務局からございますか。

(事務局)

本日はご多忙の中、誠にありがとうございました。次回、3月開催予定の専門分科会につきましては、計画の進捗状況などを踏まえ、改めてご連絡させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。これをもちまして本日の専門分科会を終了といたします。

(一同)

ありがとうございました。

(以 上)